

お客さま各位

消費税法改正にともなうガス料金のご請求金額変更について

平素は、弊社の「ENEOS都市ガス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、消費税法等の改正により、2019年10月1日から消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ変更となります。

この消費税率等の引き上げにともない、弊社のガス料金のご請求金額につきましても、原則として2019年11月分のご請求から、新税率（10%）を適用した料金単価に変更させていただきます。

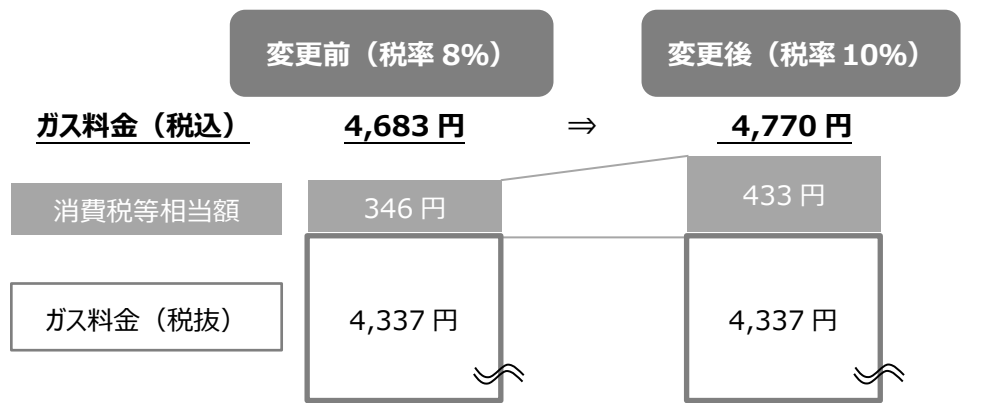
何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 ガス料金（税込）の変更

ガス料金には、消費税等相当額が含まれています。そのため、消費税法等の改正を反映した料金に変更させていただきます。なお、**消費税等相当額以外の料金の変更はありません。**

ガス料金変更のイメージ

「ENEOS都市ガス」標準プラン（TK）、ご使用量30㎡の場合（1か月あたり）



※上記は、原料費調整額、各種割引を含めておりませんので、実際のご請求金額とは異なります。

※ガス料金は、2019年10月1日からの消費税の軽減税率制度の対象ではありません。

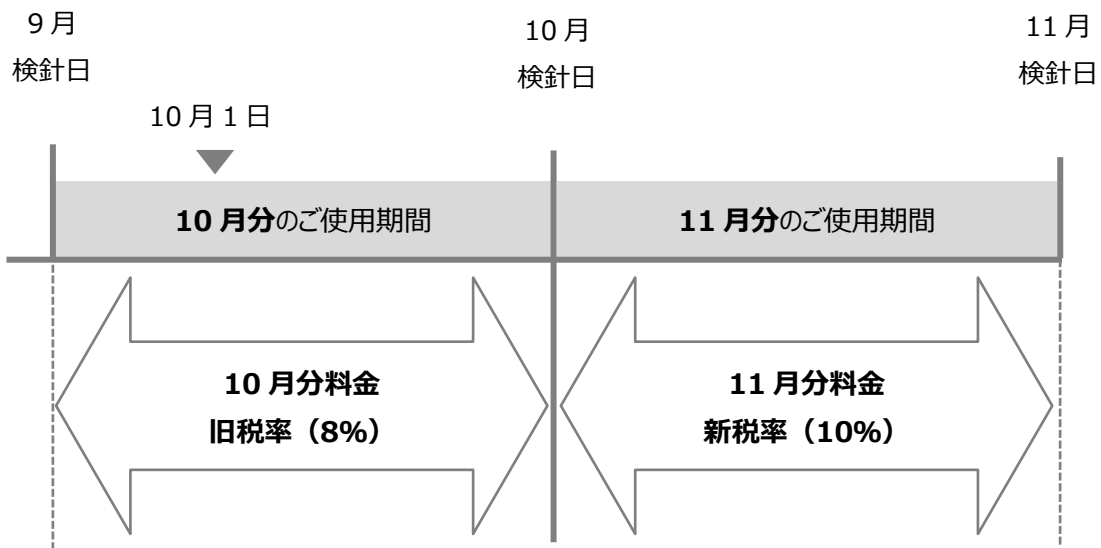
2 ガス料金の変更時期について

2019年9月30日以前から継続してご契約の場合、消費税法上の経過措置により、原則として2019年11月分^{*}のガス料金から変更させていただきます。

なお、ご使用開始日が2019年10月1日のお客さま、お引越しや新築などにより2019年10月1日以後に新たにガスの契約をされたお客さまは、2019年10月分のガス料金からの変更となります。

※11月分のガス料金の算定期間は、10月の検針日の翌日から11月の検針日までとなります。

ガス料金の変更時期のイメージ



2019年10月1日を境としたガス料金の日割計算は行いません。

【参考】消費税法上の経過措置について

2019年9月30日以前から継続して供給される電気・ガス・水道等で、2019年10月1日から2019年10月31日までに検針等により確定する料金については、旧税率（8%）が適用されます。

新税率によるガス料金については、ENEOS都市ガス「主契約料金表」
または弊社ホームページをご覧ください。

本内容に関するお問い合わせ先

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

0120-86-8704

03-6735-9031（IP電話・国際電話はこちら）

[月曜日～日曜日 9:00～17:00（第3日曜日・年末年始を除く）]